

中野市上下水道事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、中野市の水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「水道事業等」という。）の経営の効率化及び市民サービスの向上を図るため、窓口での各種手続や電話対応、メーター検針業務のほか、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の滞納整理等の業務を民間事業者へ委託するための業務提案に関し、価格だけでなく、高い技術力、意欲及び市民への対応等の業務遂行能力を適正かつ公平に評価するため、公募型プロポーザル方式による選定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

本公募は令和6年9月定例会における令和6年度補正予算成立後、速やかに事業が実施できるよう、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため令和6年度補正予算が成立した場合は、本プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うが、予算が成立しなかった場合は、本公募は無効となることを承知の上で応募すること。

2 業務委託の概要

(1) 業務委託の名称

中野市上下水道事業窓口業務等委託

(2) 業務委託の区域

中野市内全域

(3) 業務委託の内容

業務内容は次に掲げる業務とし、詳細は仕様書に定めるとおりとする。

- ① 窓口業務
- ② 検針業務
- ③ 滞納整理業務（給水停止を含む。）
- ④ 開閉栓受付業務
- ⑤ 料金等算定業務
- ⑥ 収納業務
- ⑦ メーター管理業務
- ⑧ その他関連する業務

(4) 業務の執行場所

長野県中野市三好町一丁目3番19号 中野市役所3階 建設水道部上下水道課内

(5) 委託業務実施日、実施時間及び休業日

平日午前8時30分から午後5時15分まで

休業日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（原則として12月29日から1月3日まで）

(6) 履行期間

窓口業務等の履行期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

なお、契約締結日から令和7年3月31日までは、担当部署職員との業務引継期間とし、この期間における経費等は、受託者の負担とする。

(7) 上限提案額

215,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。なお、各年度の見積限度額は43,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、市はこの契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3 実施スケジュール

(1) 本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

① 実施の公告	令和6年6月26日（水）
② 質疑受付期間	令和6年6月27日（木）～7月10日（水）
③ 質疑回答期限	令和6年7月16日（火）
④ 参加表明書の受付	令和6年7月1日（月）～7月19日（金）
⑤ 参加資格審査結果通知	令和6年7月24日（水）
⑥ 業務提案書及び見積書提出期間	令和6年7月26日（金）～8月26日（月）
⑦ ヒアリングの実施	令和6年9月24日（火）
⑧ 受託候補者選定結果通知・公表	令和6年9月下旬
⑨ 業務委託契約の締結	令和6年10月上旬
⑩ 業務引継期間	業務委託契約締結日～令和7年3月31日（月）

(2) 前項のスケジュールは、中野市上下水道事業窓口業務委託プロポーザル審査会において必要に応じて変更できるものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する日において、次の要件をすべて満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度 中野市物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）「412 A 水道関連委託 - 水道メーター検針等」に登録されていること。なお、名簿に登録されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、最適候補者となった場合は、契約の締結前に資格者名簿への登録がされること。
- (3) 中野市建設工事等競争入札参加者に係る指名停止規程（平成17年中野市訓令第28号）及び中野市における製造の請負、物品の買入その他の契約に関する規則（平成17年中野市規則第43号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本業務内容（窓口業務、検針業務、滞納整理業務（給水停止を含む。）、開閉栓受付業務、上下水料金等算定業務、収納業務、メーター管理業務の全部または一部。以下「同種の業務」という。）について、過去5年間（平成31年4月から令和6年3月まで）に、給水人口40,000人以上（契約時点）の水道事業体との受託実績（一括、単体での契約形態は問わない。）を3年以上有する者であること。

- (6) 情報セキュリティ関連認証（ISMS 又はプライバシーマーク）を取得している者であること。
- (7) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (8) 中野市暴力団排除条例（平成 24 年中野市条例第 8 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当しない者であること。

5 関係会社の参加制限

- 参加者のうち次のいずれかの関係に該当する場合、そのうち 1 者しか参加できないものとする。
- (1) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社）と子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社）
 - (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

6 業務提案書等作成に必要な資料の提供

- (1) 委託業務実施事務所予定平面図（中野市役所 3 階平面図）
- (2) 業務量総括表（原則令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年度分）
開栓・閉栓受付件数、検針件数、水道料金等調定件数、各種届出受付件数、還付処理件数、納入通知書等発行数、給水停止件数、収納率
- (3) 料金等徴収サイクル
- (4) 令和 6 年度調定等スケジュール

7 質疑の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和 6 年 6 月 27 日（木）から令和 6 年 7 月 10 日（水）午後 5 時まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く)
- (2) 提出先 市役所 3 階建設水道部上下水道課監理係
E-mail : jyogesui@city.nakano.nagano.jp
- (3) 提出方法 プロポーザルに関する質問書（様式第 6 号）に質疑事項を入力し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを電子メールの添付ファイルとして送信すること。
なお、送信後、市へ着信の確認を行うこと。
- (4) 質疑への回答
 - ① 回答期限 令和 6 年 7 月 16 日（火）
 - ② 回答方法 回答期限までに市公式ホームページに掲載する。
- (5) 質疑への回答
 - ① 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。
 - ② 質問書の内容に不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

8 参加表明書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）
- ③ 定款（写し）及び会社パンフレット
- ④ 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ⑤ 受託実績表（様式第3号）及び受託実績を証明する契約書の写し
- ⑥ 本社所在地所轄税務署で発行する消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ⑦ 本社所在地の市（区町村）で発行する法人市（区町村）民税の滞納がないことの証明書
- ⑧ ISMS等の情報セキュリティ関連認証を取得していることが証明できる書類の写し

(2) 提出書類

- ① 受付期間

令和6年7月1日（月）～令和6年7月19日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- ② 受付時間 午前9時～午後5時

(3) 提出先 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

中野市 建設水道部 上下水道課 監理係（市役所3階）

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。期限内必着のこと。）による。

(5) その他 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないもの並びに提出期間を過ぎたものは、一切受け付けない。

9 参加資格の確認等

(1) 参加資格の確認、結果通知及び業務提案書の提出要請

参加表明書の提出があったものについて、提出された参加表明書に基づき参加資格の適格を確認し、令和6年7月24日（水）にプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第4号）を通知する。あわせて、参加資格を有する者にヒアリング参加要請書（様式第5号）により業務提案書の提出を要請する。

(2) 資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

資格を有しないと認めた者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。

10 業務提案書の作成方法

業務提案書の様式等は、次のとおりとする。

(1) 様式等の形式

- ① サイズ A4判用紙
- ② 文字方向 横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
- ③ 印刷方法 両面、左綴じ、カラー印刷
- ④ 文字ポイント 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く。）
- ⑤ ページ番号 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。
- ⑥ ページ数 表紙及び目次を除き、50ページ以内とする。
- ⑦ その他 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない。

(2) 体裁

- ① 表紙 様式第9号を使用すること

- ② 目次 表紙の次ページに目次を付すこと。
- ③ 製本方法 表紙、目次、業務提案内容を1部ごとに背表紙付きファイルブック等により綴じ込みを行うこと。

(3) 留意事項

業務提案書は、本実施要領、中野市上下水道事業窓口業務等委託仕様書、中野市上下水道事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル審査要領（以下「実施要領等」という。）及び提供資料等を基に作成すること。なお、各項目の業務提案書は、任意の様式とする。

① 会社概要、財政状況

直近2年の決算に係る損益計算書及び貸借対照表を提出すること。

② 提案評価

プロポーザル見積書（様式第7号）及び積算内訳書（様式第8号）を作成し、業務提案書とは別に封かんのうえ、業務提案書と一緒に提出すること。なお、受託者が負担すべき公租公課（法人（市県民）税、自動車税、軽自動車税、印紙税等）については、見積計上しないこと。

11 業務提案書等の受付

業務提案書の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類及び部数

- ① 業務提案書（正本） 1部
- ② 業務提案書（副本） 5部
- ③ プロポーザル見積書（様式第7号）及び積算内訳書（様式第8号） 各1部

(2) 提出期間

- ① 受付期間 令和6年7月26日（金）～令和6年8月26日（月）
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで

(3) 提出先 長野県中野市三好町一丁目3番19号 中野市 建設水道部 上下水道課 監理係（市役所3階）

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明書留郵便に限る。期限内必着のこと。）による。

(5) その他

- ① 1事業者が複数の提案をすることは認めない。
- ② 提出期限までに業務提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- ③ 第10の作成方法に従っていない場合は、失格とする。

12 業務提案書の審査及び結果通知

(1) ヒアリングの実施

提出された業務提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためヒアリングを実施する。なお、参加者は、当日にヒアリング出席者届（様式第11号）を提出すること。

- ① 開催予定日 令和6年9月24日（火）

（詳細な日時、方法等については、各提案者へ事前に通知する。）

- ② 実施場所

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号 中野市役所4階 会議室41

③ ヒアリングに参加しない場合又は災害や交通機関の事故等やむを得ないと判断される正当な事由がなく指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

(2) 企画提案書の評価・審査

審査委員会において、中野市上下水道事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき業務提案書を評価するものとする。

(3) 最適候補者等の選定

審査委員会は、審査要領に基づき最適候補者及び次点者を選定するものとする。

(4) 審査結果の取扱い

① 審査結果の通知

審査結果の通知は、プロポーザル参加者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書（様式第12号）により行うものとする。また、最適候補者として決定されなかった参加者がその理由について説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から7営業日後の午後5時までとする。

② 審査結果の公表

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、最適候補者が決定したときは、様式第13号により市公式ホームページ等を活用して広く公表する。

③ 公表内容

結果公表の内容は以下のとおりとする。

(1) 事業名

(2) 最適候補者及び次点者の名称

(3) 提案事業者数

(4) 審査員名簿

④ 情報公開

選定経過及び結果については、中野市情報公開条例（平成17年中野市条例第23号）の規定による請求に基づき、公開することを原則とするが、公開することで最適候補者の決定に影響を及ぼすおそれがあるもの及び事業者に不利益となる情報は公開しないものとする。なお、自己の評価結果等に係るものはこの限りではない。

13 仕様の協議及び見積

仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 最適候補者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 最適候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は最適候補者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び業務提案書に基づき、本市と受注者が協議の上、決定する。
- (4) 契約手続は、中野市財務規則（平成17年中野市規則第42号）及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

14 提出書類の取扱い

- 本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取り扱いは次のとおりとする。
- ③ 提出された全ての書類は、返却しない。
 - ④ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
 - ⑤ 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
 - ⑥ 提出書類は、原則として公表しない。ただし、中野市情報公開条例（平成17年中野市条例第23号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
 - ⑦ 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において複製を作成することがある。

15 その他

その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

(1) 失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とすることがある。

- ① 審査委員会委員、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触・要求をした場合
提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 提案価格見積書の記載金額が上限提案額を超えた場合
- ④ 業務提案書のヒアリングに出席しない場合

(2) 参加の辞退

参加適格者は、業務提案書提出期限まで隨時、参加を辞退することができるものとする。この場合、プロポーザル参加辞退届（様式第10号）に理由等を記載し、市に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求めた場合、参加表明者は、対応するものとする。

(4) 業務提案の履行

受注者は、業務提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、業務提案書のうち、市が不要と認めるものは除くものとする。

(5) その他

- ① 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 参加表明書、業務提案書、ヒアリング等に要する一切の費用は、参加表明者の負担すること。

16 事務局

本プロポーザルに係る事務手続きを行うため、次のとおり事務局を設置する。

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目 3 番 19 号

中野市 建設水道部 上下水道課 監理係 （中野市役所 3 階）

担当者 高橋・望月

電話: 0269-22-2111 (内線 377) FAX: 0269-23-2666 E-mail: jyogesui@city.nakano.nagano.jp